

議案第27号

久喜市都市下水路条例の一部を改正する条例

久喜市都市下水路条例(平成22年久喜市条例第216号)の一部を次のように改正する。

第3条の表伊坂雨水幹線都市下水路の項中「久喜市伊坂字砂畑1456番地8」を「久喜市伊坂南1丁目21番23」に改める。

附 則

この条例は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による久喜都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業の換地処分に伴い、新たな町を画することに合わせて所要の改正を行うため、この案を提出するものがあります。